

令和 8 年度

三川町結婚新生活支援事業費補助金申請の手引き

< 補 助 額 > 上限 **30 万円** または **60 万円**

< 対象経費 > 住居費、引越費用

< 対象期間 > 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

< 申請受付 > 令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで



< 提出・問合せ先 > 三川町 企画調整課 企画調整係

☎ 0 2 3 5 - 3 5 - 7 0 1 3

✉ kouhou.m@town.mikawa.yamagata.jp

WEB は

こちらから > > >



対象者要件

申請時点において以下の要件全てを満たす夫婦のみ、補助を受けることができます。

☐	【婚姻日】 令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦
☐	【年齢】 婚姻日 （婚姻届を提出した日） 時点 の年齢が、夫婦ともに 39 歳以下 ※法律上、年齢は誕生日の前日に加算される点にご注意ください。
☐	【夫婦の所得】 令和 7 年（2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の夫婦の所得の 合計が 500 万円未満 ※奨学金を <u>交付申請時点で返済</u> している方は控除されます。詳しくは次のページをご確認ください。
☐	【住民票の住所】 補助金の申請日において、夫婦の双方が三川町に住民登録しており、 双方の住民票の住所が申請の対象の住宅の所在地となっていること。
☐	住宅および引越しについて、ほかの公的制度による補助等を受けていないこと。
☐	補助継続の申請を除き、過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと。 ※内閣府の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく制度、 他の自治体で実施したものも含みます。
☐	市町村税等を滞納していないこと。 ※三川町以外から転入した方は、転入前の自治体で滞納していないこと。
☐	下記に掲げる講座等のうちいずれか 1 つを交付決定年度内に夫婦ともに実施していること。 ○ ライフデザイン支援に関する講座 ○ プレコンセプションケアに関する講座 ○ 医療機関等への妊娠・出産に係る相談 ○ 共家事・子育て講座

所得の確認方法

所得の金額は、以下の方法で確認することができます。

※申請時は「所得証明書」をご提出いただきます。

書類名	記載項目・取得方法
◎ 所得証明書	「 <u>合計所得金額</u> 」に記載された金額 市区町村の窓口で発行されます。
給与所得等に係る市町 村民税・県民税特別徴 収税額の決定・変更通 知書（納税義務者用）	「 <u>総所得金額</u> 」に記載された金額 （会社員・団体職員・公務員など、給与天引きで納付している方）
住民税納税通知書	「 <u>合計所得金額</u> 」に記載された金額 毎年 6 月に 市区町村から郵送されるものです。 （自営業・フリーランス・退職した方など、ご自身で納付している方）
源泉徴収票	「 <u>給与所得控除後の金額</u> 」に記載された金額 勤務先にて毎年 1 月に発行されるものです。 ※給与所得のみの方は、源泉徴収票でも確認することができますが、 1 年の間に複数の会社に勤務した場合やそれ以外の収入（不動産、 農業、株の配当金など）がある場合は、年間の <u>合計額</u> で判断します ので、ご注意ください。

所得の控除

夫婦の所得合計額が 500 万円以上の場合でも、次に該当するときは控除（金額を差し引くこと）
ができます。「必要書類等チェックリスト」に記載されている書類の提出が必要です。

ケース	計算方法
貸与型奨学金の返済を <u>交付申請時点で行っている</u> 場合	所得の合計額から令和 7 年の 1 年間に返済した額を控除して算出します。

対象経費

婚姻に伴って、令和8年4月1日～令和9年3月31日（対象期間）の間に、新たに三川町内に居住するために支払った住居費または引越費用が対象です。

※原則同居開始後及び婚姻後に生じた費用が対象となりますが、契約書の入居者欄に夫婦の名前の記載があり、婚姻を機に賃貸していることが分かる場合は、婚姻前の費用も対象となります。

※契約や支払いの名義が夫婦のいずれかであることが必要です。

※支払日＝領収書の領収日、口座引き落とし日、クレジットカードの請求日（ご利用日）で判断します。

具体的には以下のとおりです。

■住居費（賃貸住宅）

原則婚姻日以降の次の費用が対象です。

- ・家賃（賃料、共益費）
- ・初期費用（敷金、礼金、仲介手数料）

※婚姻日から対象期間中に支払った費用

※町内から町内の賃貸住宅に転居した場合も、支援を受けることができます。

※勤務先から住宅手当などの支給がある場合は、その額を対象経費から控除します。

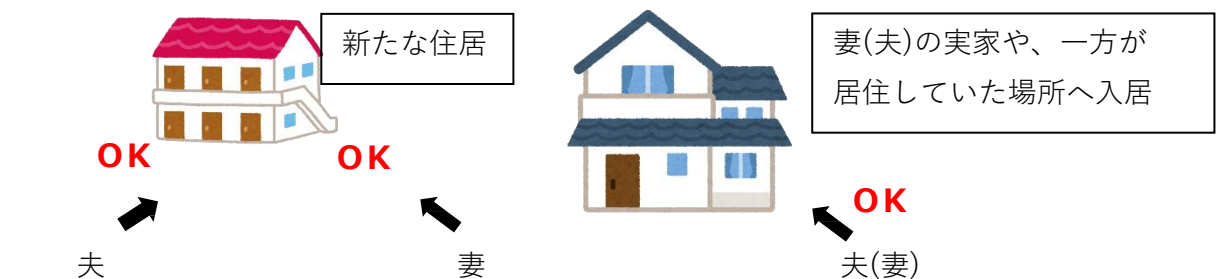
（☆）同居開始日は住民票の住定年月日で判断します。



■引越費用

結婚に伴って取得または賃借した住宅や、夫婦の一方が居住する住宅への引越費用のうち引越荷物を運送する業者へ支払った費用

（例）〇〇引越センターを利用した引越、居住元から新居へ宅配便で配送した荷物など



<対象外>

- ・レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用
- ・不用品の処分費用、物品購入料、電気工事費用など
- ・そのほか引越しと直接関係のない費用は対象となりません。

補助金の額

1世帯あたり次の額までの費用を補助します。

【婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下】

上限 **60万円**

【婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下】

上限 **30万円**

(例1) 対象経費の合計額が、上限額未満

住居費+引越費用		上限額
20万円	<	30万円
40万円	<	60万円
補助額		

(例2) 対象経費の合計額が、上限額以上

住居費+引越費用		上限額
40万円	>	30万円
80万円	>	60万円
補助額		

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

申請期間

令和8年8月1日～令和9年3月31日まで（窓口は土日・祝日・年末年始を除く）

ただし、申請額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

申請方法

申請書と必要な書類を添えて、三川町企画調整課に提出してください。

メール、郵送、窓口で受け付けています。

※メールで提出した方には、受付した旨の返信をします。

連絡がない場合は届いていない可能性がありますので、ご注意ください。

<所定の様式の取得方法>

三川町ホームページからダウンロード / 三川町企画調整課にて配布



申請窓口

○ 受付 〒997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

三川町役場 企画調整課 企画調整係

☎ 0235-35-7013 ✉ kouhou.m@town.mikawa.yamagata.jp

○ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日・祝日・年末年始を除く）